

令和 8 年度宮城県医療提供体制調査分析業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度宮城県医療提供体制調査分析業務

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 4 日(水)まで

3 委託業務の目的

本業務は、少子高齢化の進展や医療需要の変化を踏まえ、2040 年を見据えた持続可能な医療提供体制の構築が求められている中、医療法に基づく地域医療構想の推進及び同法第 30 条の 6 第 1 項に基づく地域医療計画の中間見直しを適切に実施するため、宮城県における医療需要の将来推計、病床機能区分別の必要病床数の推計等の調査分析を行い、2040 年を見据えた新たな地域医療構想の策定に必要な資料の作成並びに外来医療、在宅医療及び医師確保等の医療提供体制の現状分析を行うとともに、第 8 次宮城県地域医療計画の見直しに必要な資料を作成することを目的とする。また、外来医療の機能分化及び地域における医療機関の役割分担の推進を図るため、同法第 30 条の 18 の 4 に基づくかかりつけ医機能報告の分析を行い、地域における協議の場において必要となる資料を調製することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 新たな地域医療構想の策定に必要なデータの収集、分析及び資料作成業務

宮城県における構想区域の見直し、必要病床数の算出、病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約等のために必要なデータの収集、分析及び資料の調製について次の業務を実施すること。

ア データの収集業務

(ア) 宮城県における構想区域の見直し、必要病床数の算出、病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約等のために必要なデータを収集すること。

なお、受注者は収集するデータの時点、内容及びその収集方法を検討するに当たって、地域医療構想に関連する法令、国の通知及び各種検討会の資料等を十分に確認すること。

(イ) データとしては NDB オープンデータ、患者調査、医療施設調査等の国のオープンデータを用いるほか、発注者が保有するデータが必要な場合は、受注者は発注者に対して遅滞なく依頼すること。

なお、発注者から提供可能な主なデータは次のとおりである。

【発注者から提供可能なデータ】

- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）
- ・病床機能報告・外来機能報告データ
- ・医療計画作成支援データブックの各種データ
- ・かかりつけ医機能報告データ
- ・医療機関機能報告データ（令和8年度中に報告制度開始予定）
- ・その他（必要に応じて提供）

（ウ） 使用するデータの匿名化処理等が必要なときは、受注者が行うこと。

イ 分析業務

アで収集したデータに基づき、「構想区域の見直しの必要性」及び「病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約等に必要な分析」を実施すること。

なお、国が示す新たな地域医療構想のガイドラインに基づき必要となる分析のほか、その他発注者が指定する項目について分析を実施すること。

下記（ア）及び（イ）は想定される分析項目である。

（ア）現状分析

a 患者動向分析

NDB等を活用した患者受療動向の分析

医療圏内外の患者流出入の把握

疾病別・年齢階層別の受療構造分析

b 医療資源分析

病床数（機能別）、医療従事者数、医療機関分布の整理

病床利用率、平均在院日数、稼働状況の分析

高度医療機器の配置状況の把握

c 機能別医療提供体制の分析

高度急性期・急性期・包括期・慢性期の機能別実態

在宅医療提供体制の現状分析

救急・周産期・小児・災害医療等の政策医療の提供状況

（イ）将来需要推計

2040年を見据えた医療需要の推計を行うこと。

a 人口推計

市町村別・年齢階層別人口推計

高齢化率の将来見通し

b 医療需要推計

疾病別・機能別の入院・外来需要推計

在宅医療需要の推計

c 必要病床数等の推計

機能別病床数の将来推計

医療従事者数の需給見通し

ウ 分析結果に基づく必要病床数の算定、論点の整理及び資料調製業務

イの分析結果に基づき、構想区域ごとの必要病床数を算出するほか、各構想区域の議論の論点を整理し、宮城県地域医療構想調整会議等の会議で使用する資料を調製すること。

なお、新たな地域医療構想は令和10年度までに策定することを予定しているが、宮城県においては、構想区域の見直し後、以下の事項について速やかに地域医療構想調整会議における検討を進めることとしている。

(ア) 病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約

(イ) 外来・在宅医療及び介護との連携

(2) 第8次宮城県地域医療計画の見直しに必要となるデータ分析及び資料作成業務

第8次宮城県地域医療計画のうち、医療法第30条の6第1項に基づき3年ごとに調査、分析及び評価を行う必要のある事項について、次の業務を実施すること。

ア データの収集業務

(ア) 第8次宮城県地域医療計画の見直しに必要となるデータを収集すること。

なお、受注者は収集するデータの時点、内容及びその収集方法を検討するに当たって、地域医療計画に関連する法令、国の通知及び各種検討会の資料等を十分に確認すること。

(イ) 使用するデータは(1)ア(イ)及び(ウ)に準じること。

イ データの分析業務

第8次宮城県地域医療計画に記載しているデータについて、最新値による分析を実施すること。また、国が示す地域医療計画の見直しの指針に基づく必要な分析、その他発注者が指定する項目について分析を実施すること。

ウ データの更新業務

イで実施した分析結果に基づき、第8次宮城県地域医療計画に記載しているデータを最新値に更新すること。また、第8次宮城県地域医療計画に記載のないデータであっても、法令及び国の指針等に基づき第8次宮城県地域医療計画への記載が必要となるデータが生じた場合、そのデータを作成すること。

エ 分析結果に基づく課題の整理、資料調製業務

イの分析結果及びウのデータ更新に基づき、医療圏ごとに課題を整理し、第8次宮城県地域医療計画の終期(令和11年度末)に向けた方向性を整理し、宮城県地域医療構想調整会議で使用する資料を調製すること。

(3) かかりつけ医機能報告の分析及び協議の場で必要となる資料作成業務

医療法第30条の18の4に規定するかかりつけ医機能報告について、宮城県では、保健所単位(※1)(ただし、入退院時の支援については二次医療圏単位(※

2)) でかかりつけ医機能協議の場を設置し、不足及び偏在する機能等について協議を行うこととしている。

この協議に必要となるかかりつけ医機能報告等のデータ分析を行い、協議の場で使用する資料を調製すること。

ア データ分析業務

宮城県が提供するかかりつけ医機能報告のデータのほか、既存の統計データに基づき、分析を行うこと。

なお、分析の観点は以下を想定している。

(ア) 外来医療の役割分担

- ・ 初期診療を担う診療所の分布
- ・ 専門外来に偏っている地域
- ・ 病院外来への依存度

(イ) 地域ごとの偏在・不足

- ・ 在宅医療対応医の不足地域
- ・ 夜間・休日対応の空白地域
- ・ 高齢者医療に強い医療機関の分布

(ウ) 在宅医療・地域包括ケアとの接続状況

- ・ 訪問診療の実施状況
- ・ 介護との連携体制
- ・ 日常療養支援、急変時の対応、看取り

(エ) 入退院支援の状況

- ・ 入退院支援ルールや地域連携クリティカルパス
- ・ 入退院時の情報共有

※1 宮城県における保健所とその所管区域

保健所名	所管市町村
仙台市保健所	仙台市
仙南保健所	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
塩釜保健所岩沼支所	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
塩釜保健所黒川支所	富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大崎保健所	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
大崎保健所栗原支所	栗原市
石巻保健所	石巻市、東松島市、女川町
石巻保健所登米支所	登米市
気仙沼保健所	気仙沼市、南三陸町

※2 宮城県における二次医療圏

区域の名称	区域内の市町村
仙南医療圏	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台医療圏	仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大崎・栗原医療圏	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市
石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町

イ 分析結果に基づく課題の整理、資料調製業務

アの分析結果に基づき、以下の項目を整理し、ア（ア）～（ウ）については保健所単位で、ア（エ）については二次医療圏単位で開催するかかりつけ医機能の協議の場で使用する資料を調製すること。

- ・地域の具体的な課題
- ・上記課題の要因（様々な視点から検討）
- ・地域の目指すべき姿
- ・課題解決のための方策（各機関の役割分担）
- ・上記方策により期待できる効果
- ・他、県から指示する項目

（4）その他

（1）～（3）のほか、公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容については、発注者と協議の上、実施すること。

5 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。

6 成果物の帰属、利用及び秘密保持

（1） 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者はあらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務におけ

る利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(2) 成果物の利用

発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとし、二次的な利用も可能とすること。

(3) 受注者は、本業務により知り得た情報を本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(4) 個人情報の取扱いについて

受注者（再委託をした場合の事業者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

7 成果物の納品及び業務完了報告書の提出

次の成果物を発注者に納品すること。

成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
実施計画書	電子データ	1式	契約締結後2週間以内
分析データ ※3	電子データ	1式	分析完了後随時
地域医療構想調整会議等で使用する資料	電子データ	1式	各会議開催前
業務完了報告書 ※4	紙 電子データ	1部 一式	委託期間満了日

※3 作成したデータは編集が可能なデータ形式とするとともに、作成に用いたデータも納品すること。

※4 業務全体の実施概要、経過、実績について記載すること。

8 その他

(1) 受注者は分析の方向性・資料の作成イメージを発注者と十分に調整を行った上で業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

(2) 受注者は本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

(3) 本業務を行うに当たり、第三者との間に著作権等の各種権利に関する紛争が生じないよう、受注者が責任を持って調整すること。

9 委託業務に関する会議の想定スケジュール

時期・会議（予定）	区分	内容
令和8年7月下旬～8月 地域医療構想調整会議（第1回） ※5	新たな地域医療構想	・ 構想区域の見直し ・ 必要病床数の算定
	第8次宮城県地域医療計画	見直しの素案提示
令和8年7月下旬～8月 地域医療構想調整会議（仙台区域）地区部会（第1回）	新たな地域医療構想	病床機能報告に基づく医療機関機能の協議
令和8年9月上旬 地域医療構想・医療計画部会（第1回）	※5の会議と同内容	
令和8年8月～12月 かかりつけ医機能の協議の場	かかりつけ医機能	分析結果に基づく協議
令和8年10月下旬～11月中旬 地域医療構想調整会議（第2回） ※6	新たな地域医療構想	・ 必要病床数の算定 ・ 病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約の検討
	第8次宮城県地域医療計画	中間案の提示
令和8年12月中旬 地域医療構想・医療計画部会（第2回）	※6の会議と同内容	
令和9年1月 地域医療構想調整会議（第3回） ※7	新たな地域医療構想	病床機能及び医療機関機能の連携・再編・集約の検討
	第8次宮城県地域医療計画	最終案の提示
令和8年12月中旬～令和9年2月上旬 地域医療構想調整会議（仙台区域）地区部会（第2回）	新たな地域医療構想	医療機関機能報告結果に基づく協議
令和9年2月 地域医療構想・医療計画部会（第3回）	※7の会議と同内容	